

議案第 39 号

北名古屋市都市計画税条例の一部改正について

北名古屋市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 31 年 4 月 16 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、わがまち特例の延長及び地域福利増進事業を実施する者が当該事業の用に供する所有者不明土地に係る都市計画税の課税の特例措置の創設の規定の整備を行うため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋都市計画税条例の一部を改正する条例

北名古屋都市計画税条例（平成１８年北名古屋都市条例第５７号）の一部を次のように改正する。

附則第２項（見出しを含む。）中「附則第１５条第１８項」を「附則第１５条第１９項」に改める。

附則第３項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３９項」を「附則第１５条第４０項」に改める。

附則第４項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４３項」を「附則第１５条第４４項」に改める。

附則第５項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第４５項」に改める。

附則第１８項中「第１７項、第１８項、第２０項から第２４項まで、第２６項」を「第１８項、第１９項、第２１項から第２５項まで」に、「第３１項、第３５項、第３９項、第４２項、第４３項、第４４項若しくは第４７項」を「第２８項、第３２項、第３６項、第４０項、第４３項から第４５項まで若しくは第４８項から第５０項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北名古屋都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成３１年４月１日から適用する。
（経過措置）
- 2 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定は、平成３１年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成３０年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成３０年法律第４９号）附則第１項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第１８項の規定の適用については、同項中「若しくは第４８項から第５０項まで」とあるのは、「第４８項若しくは第４９項」とする。